





[ 別表B ] (改正案)

一般包括輸出許可／特定包括輸出許可マトリックス

[ 3の項 ]

[ 3の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号ハからリまでのいずれか又は第3号ヘからヤまでのいずれかに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	-	-
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチマ、キューバ、トミニカ、エカトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、カーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

















[ 8の項 ]

[ 8の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号口又は第3号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の8の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

[ 9の項 ]

[ 9の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号、第11号又は14号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の9の項(2)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、カボンド、カンボジア、ケルジヤ、カナダ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ











